

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリ以外での活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年8月10日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリ以外での活動制限が8月23日まで延長されました。
- 今回の指示で、活動制限レベル4と指定された地域には、当館管轄地域である東カリマンタン州、南カリマンタン州、北カリマンタン州の県市が含まれています。

1. 8月9日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリ以外での活動制限を、8月23日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年第31号及び同第32号)を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じました。また、各レベルの活動制限内容に一部変更がありました。

2. ジャワ・バリ以外での活動制限レベル4の実施地域には、東カリマンタン州14県市のうちバリクパパン市等5県市、南カリマンタン州13県市のうちバンジャルマシン市等6県市、北カリマンタン州5県市のうちタカラン市1市が含まれます。

3. 本大臣指示による、ジャワ・バリ以外の地域での活動制限レベル4の制限内容の変更は、以下のとおりであり、以下の点以外は、従来の活動制限と同様です。これまでの活動制限については、8月3日付け当館お知らせ

(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100219094.pdf>)を参照してください。

(1)輸出指向産業のうち、過去12か月の輸出申告書(PEB)又は今後の輸出計画書を示し、産業活動運営移動許可(IOMKI)を保有している企業については、厳格な保健プロトコル遵守のうえで100%の操業が可能。ただし、クラスターが発生した際には事務所を5日間閉鎖。

(2)礼拝施設は、収容人数を25%又は20名以下に制限する。

4. ジャワ・バリ以外の地域での活動制限レベル3の制限内容の変更は、以下のとおりです。

産業(industri)については、厳格な保健プロトコル遵守のうえで100%の操業が可能。ただし、クラスターが発生した際には事務所を5日間閉鎖。(当館注:「産業」の詳細について、本大臣指示に説明はありません。詳細は各地方政府の所管部署にお問い合わせください。)

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

6. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、不要な移動は避けるなど、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。(了)